

国家公務員の寒冷地手当に関する法律等の運用方針について

昭和55年12月23日
総人局第958号

最終改正 令和7年3月28日閣人人第202号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号。以下「法」という。）及び寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号。以下「府令」という。）の改正に伴い、法及び府令の運用について下記のとおり定めたので、昭和55年8月30日以降の運用に当たっては、下記に従って取り扱ってください。

なお、これに伴い、「国家公務員の寒冷地手当に関する法律等の運用方針について」（昭和39年総公第109号）は廃止します。

記

法第1条関係

- 1 異動等により、基準日に法第1条に規定する「支給対象職員」の要件を具備するに至った者は、基準日において同条に規定する「支給対象職員」に該当するものとする。
- 2 異動等により、基準日に法第1条に規定する「支給対象職員」の要件を欠くに至った者（基準日に離職し、当該離職の日又はその翌日（当該翌日が行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い行政機関の休日でない日を含む。）に引き続き職員として採用され、法第1条に規定する職員に該当する者を除く。）は、基準日において同条に規定する「支給対象職員」には該当しないものとして取り扱うものとする。
- 3 法第1条の「在勤する」とは、本務として在勤することをいう。ただし、併任されている官職の業務に引き続き1月以上専ら従事することが予定されている場合にあつては、当該業務（当該官職の業務に引き続き専ら従事する期間の延長により当該業務に引き続き1月以上専ら従事することが予定されている場合にあつては、当該延長前の期間に係る当該業務を除く。）に専ら従事するために在勤することをいう。
- 4 前項ただし書の場合においては、寒冷地手当を支給され、又は支給されないこととなる職員に対して、その支給の有無を人事異動通知書又はこれに代わる文書により通知するものとする。ただし、当該職員の併任が解除され、又は終了したことに伴い、寒冷地手当を支給され、又は支給されないこととなる場合は、この

限りでない。

- 5 基準日において寒冷地手当の額の異なる地域に異動した職員は、基準日において異動後の地域に在勤する職員とする。

法第2条関係

寒冷地手当の額は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第15条、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第26条第2項、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第20条第3項若しくは第20条の2第3項又は人事院規則17—2（職員団体のための職員の行為）第6条第7項の規定に基づいて減額して給与が支給されている場合においても減額しないものとする。

府令第3条関係

府令第3条第1項の距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法（一般職給与法第12条第1項第2号に規定する自動車等及び航空機を除く。）によるものとした場合の経路について、次の各号に掲げる交通方法の区分に応じた当該各号に定める距離を合算するものとする。

- 一 徒歩 国土地理院が提供する電子地図その他の地図又はこれらの地図に係る測量法（昭和24年法律第188号）第29条若しくは第30条第1項の規定に基づく国土地理院の長の承認を経て提供された電子地図その他の地図を用いて測定した距離
- 二 鉄道 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる距離
- 三 船舶 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる距離
- 四 一般乗合旅客自動車その他の交通機関（前2号に掲げるものを除く。） 道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条第1項第3号に規定する事業計画に記載されている距離その他これに準ずるものに記載されている距離

扶養親族について

- 1 法、府令及びこの運用方針中の「扶養親族」とは、職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び一般職給与法第11条第2項に規定する扶養親族をいう。
- 2 前項に規定する他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているものには、人事院規則9—80（扶養手当）第2条各号に掲げる者は含まれないものとする。
- 3 扶養親族が他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けていることの確認については、一般職給与法第11条第2項に規定する扶養親族に係る扶養の事実の認定の例によるものとする。

4 新たに職員となつた者に扶養親族があり、又は職員に新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合において、前項に規定する確認のための書類（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）の提出が、職員となつた日又は当該者が扶養親族たる要件を具備するに至つた日（以下この項において「事由発生日」という。）から15日（災害その他職員の責めに帰することができない事由により、職員が当該提出を行うことができないと認められる期間は含まれないものとする。以下この項において同じ。）以内になされたときは、当該確認に係る扶養親族は、事由発生日から扶養親族として取り扱うものとし、当該提出が事由発生日から15日を経過した後になされたときは、当該書類を受理した日から扶養親族として取り扱うものとする。

以 上